

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による  
平成 20（2008）年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について  
（お知らせ）

〈経済産業省 同時発表〉

平成 22 年 6 月 18 日（金）  
代表：03-3581-3351  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
課長：高橋 康夫（6770）  
課長補佐：山本 博之（6790）  
担当：西迫 里恵（6779）

環境省及び経済産業省は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により事業者から報告のあった平成 20（2008）年度の温室効果ガス排出量を集計し、今般、取りまとめました。

報告を行った事業所（者）数は、特定事業所排出者が 14,740 事業所（7,796 事業者）、特定輸送排出者が 1,425 事業者でした。また、報告された特定排出者の温室効果ガス排出量の合計値は 6 億 1,039 万 tCO<sub>2</sub> で、わが国の平成 20（2008）年度排出量（確定値）約 12 億 8,200 万 tCO<sub>2</sub> の約 5 割に相当します。

なお、集計結果及び開示請求の方法については、下記ページに掲載します。

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

## 1. 経緯

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」は、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表する制度です。本制度は、温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定することにより、自らの排出実態を認識し、自主的取組のための基盤を確立するとともに、排出量の情報を可視化することにより、国民・事業者全般の自主的取組を促進し、その気運を高めることを目指したものです。

環境省及び経済産業省は、制度開始後 3 回目の報告となる平成 20（2008）年度の温室効果ガス排出量について、特定排出者から報告のあった排出量を集計し、取りまとめました。

## 2. 集計結果の概要

報告を行った事業所（事業者）数及び報告された排出量の合計は、下記の通りです（〔 〕内は平成 19（2007）年度の温室効果ガス排出量集計結果）。報告された排出量の合計値は 6 億 1,039 万 tCO<sub>2</sub> で、わが国の平成 20（2008）年度排出量（確定値）約 12 億 8,200 万 tCO<sub>2</sub> の約 5 割に相当します。

### 【特定事業所排出者（事業所単位の報告を行う特定排出者）】

- ・報告事業所（者）数：14,740 事業所（7,796 事業者）〔14,848 事業所（7,813 事業者）〕
- ・報告排出量の合計：5 億 7,650 万 tCO<sub>2</sub>〔6 億 1,429 万 tCO<sub>2</sub>〕

### 【特定輸送排出者（輸送部門の排出量報告を行う特定排出者）】

- ・報告事業者数：1,425 事業者〔1,447 事業者〕
- ・報告排出量の合計：3,390 万 tCO<sub>2</sub>〔3,611 万 tCO<sub>2</sub>〕

### 【特定排出者全体】

- ・報告排出量の合計：6 億 1,039 万 tCO<sub>2</sub>〔6 億 5,040 万 tCO<sub>2</sub>〕

### 3. 公表及び開示請求について

環境大臣及び経済産業大臣は、特定排出者から報告された排出量等について、事業所管大臣から通知された集計の結果を、①事業者別、②業種別及び③都道府県別に集計し、その結果を特定排出者全体に係る関連情報と併せて公表します。

また、環境大臣・経済産業大臣及び事業所管大臣は、①特定排出者（事業者及び事業所）に関する情報、②当該事業所の温室効果ガスの種類ごとの排出量及び③当該事業所に係る関連情報を、請求に応じて開示します。

環境省及び経済産業省では、すべての事業所からの報告について、本日 15 時から開示請求を受け付けます。また、事業所管省庁では、当該省庁の所管に係る業種からの報告について開示請求を受け付けます。

集計結果及び開示請求の方法については、下記に掲載予定です。

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

※ なお、データの入力ミス等があった場合には、集計結果を訂正し、公表させていただくことがあります。